

令和5年度高知県燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、燃油高騰等により厳しい経営状況にある漁業者及び養殖業者の経営安定と構造転換を図るため、コスト削減や生産性向上等に繋がる機器導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助する。

(補助事業者、補助対象経費等)

第3条 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第1に定めるとおりとし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付を申請する者は、事業計画書（別記第1号様式の2）を作成し、知事に提出しなければならない。なお、事業計画書の作成にあたっては、次のいずれかを目標に定め、その達成に努めること。

ア 燃油、餌料又は電力の使用量を3年間で5パーセント以上削減すること。

イ 操業、漁場探索、給餌、漁具の設置若しくは引揚げ、漁獲物若しくは養殖生産物の計測選別、水揚げ、漁具若しくは養殖施設の状況確認若しくは洗浄又は死魚の確認若しくは回収に要する時間を3年間で5パーセント以上削減すること。

(2) 前号の目標が達成できない場合は、計画期間を3年延長した改善計画を作成すること。

(3) 交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる場合に該当する変更をするときは、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を速やかに知事に提出し、知事の

承認を受けなければならないこと。

ア 補助金額の増額又は 20 パーセントを超える減額

イ 補助事業の中止又は廃止

ウ ア及びイに掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分の変更

- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超えるものに限る。）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分した場合は、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 7 条 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第 8 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 9 日のいずれか早い期日までに、別記第 3 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（達成状況報告）

第9条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から事業計画書（別記第1号様式の2）に定める事業計画期間の最終年度の翌年度までの間、別記第5号様式により、燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業達成状況報告書を毎年12月末までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業達成状況についての証拠書類を徴することができる。

（補助金の返還）

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- （1）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- （3）規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （4）補助事業により購入し、又は取得した設備を、耐用年数を過ぎる以前に処分したとき。
- （5）第5条第2号に基づく改善計画の達成が見込まれないとき。
- （6）補助目的に沿った使用をしなくなったとき又は事業の存続が困難となったとき。

（グリーン購入）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第12条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年7月21日から施行するものとする。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1号、第2号及び第5号から第11号まで、第7条、第8条第3項、第9条、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助事業者	補助率	補助上限額
1 省エネルギー機器等導入事業	省エネルギー化を行うために必要となる設備・機器（エンジンを除く）の導入に係る経費	県内に住所を有し、漁業又は養殖業を営む個人又は法人（ただし、交付申請時において漁業経営セーフティネット構築事業へ加入している者に限る。）	2 分の 1 以内	1,000 万円
2 デジタル機器導入事業	生産性の向上を図るために必要となるデジタル技術を活用した設備・機器（環境観測機器、海況予測アプリ、海況情報サービス、魚体計測装置、衛星ブイ、GPS ブイ、GPS プロッタ、GPS コンパス、GPS 航法装置、スキャニングソナー、魚群探知機、遠隔式魚群探知機、魚群探知機・ソナー等の映像を伝送する情報通信機器、潮流計、潮流計データロガー、方位センサー、網センサー、漁船用 VMS 電子ログブック端末、多機能自動給餌機、水中網洗浄機、飼育管理システム、高濃度酸素供給器、超音波画像観察装置、水中ドローン、電子操業日誌作成装置、気象・海象情報提供・漁場探索・最適航路選定・省エネシステム、漁労機器データの共有・記録器、無線機、無線通信システム、環境観測データ等の通信デバイス及びトロールフィッシュシステム）の導入に係る経費			
3 省力化機器等導入事業	省力化を行うために必要となる設備・機器の導入に係る経費			

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。